

新型コロナウイルスの影響等により**徴収猶予の特例を受けられた方へ**

猶予の期限にご注意ください

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなきようお願いいたします。
- 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがあります。現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
- 納付が困難な方は、担当課までお早めにご相談ください。

以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。申請手続きにつきましては、担当課にお問い合わせください。

※ eLTA から徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

相模原市

●市税(国民健康保険税を除く)に関するお問い合わせ

納税課(収納整理第1・2班)	TEL042-769-8300	相模原市中央区中央 2-11-15 第2別館 2階
緑市税事務所(収納整理班)	TEL042-775-8808	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5階
南市税事務所(収納整理第1・2班)	TEL042-749-2163	相模原市南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 3階

●国民健康保険税に関するお問い合わせ

国保年金課(収納班)	TEL042-769-8234	相模原市中央区中央 2-11-15 本館 1階
------------	-----------------	-------------------------